「まちづくりの進め方（案）」を考える視点

別紙②

「総合計画審議会中間答申」を踏まえ、「ありたいまち」を実現するための基本姿勢として、次のような視点で「まちづくりの進め方」をまとめる（詳細については今後まとめる）。

総合計画審議会中間答申 (P.○) は中間答申における記載ページ		まちづくりの進め方（案）	主な視点
社会潮流を踏まえた今後のまちづくりにおける課題認識 等	総合計画の策定に当たっての基本的な考え方		
・尼崎市では今後全国と同様、超高齢化が進む。 ・医療や介護をはじめ、地域の福祉に関わる多様なニーズが増えてくる。(P.3,4) ・自治会の加入率が低下しているなど、地域で支えあう機能の低下が懸念される。(P.5) ・自治会の活動等、地域におけるまちづくりに関する様々な取り組みが行われている。(P.5) ・市民のまちづくり活動への参加意欲などを踏まえ、まちづくりを担う人材や主体の育成を支援することが重要。(P.6)	・地域コミュニティという視点から見れば、今後の更なる高齢化の進行等により、その維持・形成に関する課題は大きくなると考えられる。 ・そこで、地域における自助・共助の機能を高め、互いに支えあえるコミュニティづくりに向けた考え方を示すことも必要である。(P.8)	**住民主体のまちづくり**	■ **地域におけるネットワークの形成** 地域におけるつながり・支えあいのためのネットワーク形成の支援。 ■ **住民主体のまちづくりの推進** 地域住民が話し合い、地域の課題やニーズに応じて、主体的にまちづくりに取り組むための支援。 ■ **まちづくりに取り組む人材の育成** 地域のまちづくりを担う多様な人材が育つような環境づくり。
・情報社会の進展により、市民やボランティア、NPOなどの団体が、豊富な情報と、ネットワークの手段を得ることができるようになり、行政と市民が協働していくための基盤が充実してきている。(P.5) ・今後のまちづくりを進めていくには、市民等の主体的な参加が必須であり、そこで行政との役割分担を整理する必要性が増している。(P.6)	・将来像を示す中で、協働の考え方を、将来像に近づく手段として明確にする必要がある。 ・計画を推進するには、行政が主体的に取り組むこと、市民・事業者との協働によって取り組むこと、市民・事業者の主体的な活動によって取り組むこと、があることを踏まえ、施策方向ごとに目指すべき方向に向って各主体それぞれが果たすべき役割を整理し、市民・事業者が行政とともにまちづくりに参画するための計画とすることが求められる。(P.7)	**協働によるまちづくり**	■ **課題の共有と役割分担** 市民・事業者・行政での課題の共有に努め、解決に向けたそれぞれの役割を考える。 ■ **取組の主体を意識したまちづくり** 課題や取組方向の特性に応じて、市民・事業者・行政のいずれが主体となって取り組むことが相応しいかを考える。
・施策の方向ごとに目標・指標の設定に努めるとともに、その設定に当たっては、厳しい財政制約があることを踏まえたうえで、市民や事業者の役割とあわせて検討する必要がある。(P.9) ・市民ニーズの把握や計画の進行管理において参考とするために、定期的に市民アンケートを実施することなどが必要である。(P.9)	・まちづくりの方向性に示したような共有すべき考え方（理念）をまとめたうえで、各分野において目指すべき姿等について議論を進める (P.7) ・計画を推進するマネジメントの仕組みを構築する（目標・指標の設定、施策評価等）(P.9) ・できる限り平易で簡素な表現とし、これを補完する意味でも目標・指標の導入を図り、進行管理の基準が明確になるよう取り組む必要がある。(P.9)	**成果を重視する自治体運営**	■ **施策目的の明確化** 「ありたいまち」に向けた施策のねらいを明確にし、目的と手段の関係が明確にする。 ■ **成果の把握・検証** 「市民生活への効果」という視点を重視し、成果の把握・検証に努め、成果重視のまちづくりに取り組む。
・地方分権改革の先行きは不透明であり、地方に対する十分な税源配分は考え難く、地方の財政状況は厳しさを増すと考えられる。(P.6) ・行財政改革の推進による財政基盤の確立は、行政運営上の大きな課題である。(P.6) ・人材・財源などの資源をいかに活用するかがますます重要となってきており、尼崎市の課題と財政状況を踏まえた上で、選択と集中が必要となる。(P.5)	・これまでの総合計画に基づく行政運営では、計画実現に向けて施策優先型の事業展開がなされ、行政規模が拡大する傾向が見られた。 ・将来像を掲げて施策を展開する上でも、財政規律の確保が重要である、という考え方を明確位置づける。 ・限られた財源の中で効率的・効果的な行政運営を実施していく必要があることから、行財政改革を総合計画を実現する手段として位置づける。(P.8) ・共有すべき考え方（理念）をまとめたうえで、理念に基づく施策の重点化方向を整理する必要がある。(P.7)	**持続可能な自治体運営**	■ **財政規律の確保** 歳入規模に応じた歳出構造の構築、課題の先送りの回避。 ■ **行政改革の推進** 「ありたいまち」の実現に向け、行政改革に取り組み、効率的・効果的な行政運営を図る。 ■ **重点化分野を選択する仕組みの構築** 収支見通しを考慮し、重点分野を選択する仕組みの構築に努める。